

運輸審議会半年報

令和7年1月～6月

国土交通省運輸審議会

は し が き

令和7年1月から同年6月までの6ヶ月における運輸審議会の業務の概要を明らかにするため、運輸審議会半年報をここに刊行する。

この半年報は、運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第7条の規定に基づく業務報告書として作成したもので、同期間における運輸審議会の活動概要、事案等の処理状況、当審議会の委員の構成等を集録している。

この半年報が運輸に関する諸問題の理解の参考になれば幸いである。

運輸審議会半年報

令和7年1月～6月

I	今期の活動概要	2
II	運輸審議会審議事案等の処理状況	4
III	答申書	
1	鉄・軌道	
	令6第4002号 京阪電気鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限 変更認可申請について	5
	令6第3004号 東日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更の 認可申請について	13
	令7第4001号 西武鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請 について	32
	令7第4002号 首都圏新都市鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更 の認可申請について	38
IV	公聴会	46
V	意見聴取	48
VI	3項認定	48
VII	過去の答申に基づくフォローアップ	48
VIII	報告聴取	48
IX	委員の構成等	49

I 今期の活動概要

■ 概況

今期は、審議案件が5件あり、答申を4件（鉄・軌道4件）、国土交通省設置法第15条第3項に該当する事案（以下「説明聴取事案」という。）の認定を1件行った。

1 審議案件

○ 鉄・軌道

令和6年12月11日に諮問された京阪電気鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可申請について、同月12日・19日、令和7年1月9日・14日・21日に審議のうえ、1月28日に申請者に対して意見聴取を実施し、同日に現地調査を実施した。更に2月4日・13日・25日に審議のうえ、3月4日に申請どおり認可することが適当である旨答申した。

令和6年12月16日に諮問された東日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更の認可申請について、同月17日、令和7年1月9日・23日・30日、2月18日に審議のうえ、同月20日に現地調査を実施し、同月27日に東京都において運輸審議会主宰の公聴会を実施した。更に3月6日・13日・18日に審議のうえ、4月1日に申請どおり認可することが適当である旨答申した。

3月26日に諮問された西武鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請について、同月27日、4月10日・17日に審議のうえ、5月15日に現地調査を

実施し、同月22日に東京都において運輸審議会主宰の公聴会を実施した。更に5月27・29日、6月3日に審議のうえ、同月10日に申請どおり認可することが適当である旨答申した。

4月23日に諮問された首都圏新都市鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更の認可申請について、同月24日、5月13日・20日・27日に審議のうえ、6月5日に現地調査を実施した。更に6月10・12・17日・19日に審議のうえ、同月26日に申請どおり認可することが適当である旨答申した。

多摩都市モノレール株式会社からの軌道特許の申請について、3月11日に説明を聴取し、同月13日に説明聴取事案として認定した。

2 その他案件

○ 過去の答申に基づくフォローアップ

6月24日に鉄道局から四国旅客鉄道株式会社及び北海道旅客鉄道株式会社の運賃上限変更認可申請に係る答申書要望事項の対応状況について説明を聴取した（鉄道の旅客運賃の上限変更の認可申請について（令和4年12月1日、令和6年10月3日答申）のフォローアップ）

○ 報告聴取

3件の案件について報告を聴取した。



京阪電気鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の
上限変更認可申請事案に関する現地調査



東日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更の
認可申請事案に関する現地調査



西武鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可
申請事案に関する現地調査



首都圏新都市鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更の
認可申請事案に関する現地調査

II 運輸審議会審議事案等の処理状況

〔令和7年1月1日から
令和7年6月30日まで〕

1 事案処理状況

区 分	鉄・軌道	自動車	航空	港湾	海運	運輸安全	その他	計
答 申 事 案 件 数	4	0	0	0	0	0	0	4
うち公聴会を開催	2	0	0	0	0	0	0	2
うち意見聴取を実施	1	0	0	0	0	0	0	1
うち現地調査を実施	4	0	0	0	0	0	0	4
3 項 認 定 事 案 件 数	1	0	0	0	0	0	0	1
事 後 通 知 事 案 件 数	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 本表における「答申事案件数」及び「3項認定事案件数」については、それぞれ答申を行った日及び3項認定を行った日を基準としている。

2 その他の状況

区 分	鉄・軌道	自動車	航空	港湾	海運	運輸安全	その他	計
過 去 の 答 申 に 基 づ く フ ォ ロ ー ア ッ プ 件 数	2	0	0	0	0	0	0	2
報 告 聴 取 件 数	2	0	0	0	0	1	0	3

Ⅲ 答申書

鉄・軌道

○国土交通省告示第188号（令和7年3月18日）

国運審第39号
令和7年3月4日

国土交通大臣 中野 洋昌 殿

運輸審議会会長 堀川 義弘

答 申 書

京阪電気鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の
上限変更認可申請について

令6第4002号

令和6年12月11日付け国鉄事第405号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

京阪電気鉄道株式会社からの申請に係る鉄道及び軌道の旅客運賃の変更については、別紙に掲げる額を上限として認可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、京阪線及び大津線からなる鉄道ネットワークを有し、大阪府、京都府及び滋賀県にわたる都市間輸送及び都市圏輸送を担う鉄軌道事業者である。

輸送人員は、沿線の少子高齢化、他社の路線開業や延伸等による減少に加え、コロナ禍後の新たな生活様式の定着によって減少が加速し、平成3年度の4.2億人をピークに令和5年度は2.6億人と、ピーク時から約4割減少している。これに伴い、旅客運輸収入も平成8年度をピークに減少しているが、こうした状況を受けて、早くから経費を抑制するとともに、設備投資を一定水準下でコントロールして利益を確保してきた。

しかしながら、コロナ禍の影響を大きく受けた令和2年度に営業開始以来初となる59億円の経常赤字を計上したことから、収支の均衡を図るべく、賞与削減等の一時的なものを含む大幅なコストカットを実施し、運転保安に関するもの以外の修繕工事及び設備投資を更に抑制した。その後、令和5年度には60億円の黒字まで回復したものの、黒字額はコロナ禍前を大きく下回っている状況である。

これらの経営合理化により、平成7年9月以降、現在までの約30年間、消費税率の引上げによるものを除き運賃改定を行わず、現行運賃を維持している。

一方で、これまで長きにわたり設備投資を抑制してきた状況から、車両、変電所及び大型保線機械といった鉄道の安全・安定輸送に必要な不可欠な設備等の更新等が喫緊の課題となっている。これに加えて、各種駅設備の更新等、可動式ホーム柵等のバリアフリー設備の整備及び激甚化する自然災害への対策等の設備投資も必要となっている。

このため、令和5年度以降、老朽化した施設等を更新する計画であり、これら設備投資の拡大により減価償却費が大幅に増加する見込みである。

また、昨今の物価高騰等の影響により人件費及び経費が増加傾向にあるほか、若年層を中心に離職者が増加していることもあり、専門性を要する人材確保に向けた従業員の待遇改善及び職場環境の改善の継続も必要不可欠となっている。

申請者においては、こうした状況の下、鉄軌道事業を安定的・継続的に運営して公共交通機関としての社会的責任を果たすには、申請者の経営努力のみでは限界があると判断し、旅客運賃の上限変更認可を申請したものである。

2. 国土交通大臣は、鉄軌道運送事業者からの旅客運賃の上限の変更の認可にあたっては、鉄道事業法第16条第2項並びに軌道法第11条第1項及び関係通達に基づき、当該旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであることを確認の上、鉄道事業法第16条第1項及び軌道法第11条第1項の認可をするものとされている。

3. 当審議会は、本件の審議にあたり、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。また、申請内容に関し、申請者から意見聴取を行った。なお、本件については当審議会の職権による公聴会の開催を決定したものの、一般公述の申出がなかったことから、開催の取消を行った。

本件の審議等で確認した主な事項については、以下のとおりである。

まず、輸送人員の推計については、平年度（原価計算期間である令和8年度から令和10年度までの3年間。以下同じ。）において、これまでの輸送実績や統計調査等のデータから、定期外・定期ともに微減となる見込みであることを確認した。

一方、収入については、上記の推計した輸送人員に、今般申請のあった改定後の運賃を乗じた場合、実績年度（令和5年度。以下同じ。）に対し平年度の年平均で総収入が46億円増加することが見込まれることを確認した。

次に、設備投資については、これまでの設備投資の抑制に伴い、令和6年3月末時点において供用開始から50年以上経過した車両が全体の約1割を占めており更新が必要不可欠な状況となっていること、変電所の主要機器や保線機械類についてもメーカー推奨年数を超過して使用しており順次更新が必要であることを確認した。

また、これらの設備投資の拡大に伴い減価償却費も増加し、平年度の年平均で110億円となり、実績年度に対し31億円増加すること、及びその後も高い水準で推移することが見込まれることを確認した。

さらに、人件費及び経費については、物価上昇等の影響を大きく受けているほか、従業員の待遇改善及び各現場詰所等を含む全社的な職場環境の改善が必要不可欠であることから、実績年度に対し平年度の年平均で24億円増加すること、また、動力費については、単価の上昇により実績年度に対し平年度の年平均で3億円増加することが見込まれることを確認した。

この結果、旅客運賃の上限を主文のとおり設定した場合、平年度の運賃算定の基礎となる適正な総括原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）は、169,190百万円、総収入は168,422百万円と推定されることから、差引き768百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

4. 以上のように、本件申請に係る旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるので、本件申請は上記2. の認可基準に適合するものとして、鉄道事業法第16条第1項及び軌道法第11条第1項に基づき、国土交通大臣が本件を認可することは適当であると認める。

要望事項

1. 京阪電気鉄道株式会社の鉄軌道事業における需要見通しは、コロナ禍による行動変容の影響を考慮したものだが、今後のテレワークの実施状況やインバウンドなど旅行需要の動向等により、想定された需要と実績が乖離する可能性があることから、鉄道事業法第54条各項及び軌道法第26条の趣旨に基づき、期限に係る条件を付すことを検討されたい。
2. 京阪グループ全体の業績が好調であることを踏まえ、京阪電気鉄道株式会社においては、今般の運賃改定が、同社の鉄軌道事業を安定的・継続的に運営し、公共交通機関としての役割を果たしていくために必要であることや、サービスの向上等にも資することについて、利用者に対し丁寧に説明するよう、必要な指導、助言を行っていただきたい。

別紙

すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。

1 鉄道及び軌道の普通旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

(1) 京阪線

(単位：円)

3キロまで	180
3キロを超え7キロまで	240
7キロを超え12キロまで	320
12キロを超え17キロまで	360
17キロを超え22キロまで	400
22キロを超え28キロまで	420
28キロを超え34キロまで	440
34キロを超え40キロまで	460
40キロを超え46キロまで	480
46キロを超え52キロまで	490
52キロを超え54キロまで	500

(2) 大津線

(単位：円)

5キロまで	200
5キロを超え10キロまで	280
10キロを超え15キロまで	380

2 鉄道及び軌道の定期旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

通勤定期旅客運賃（1か月）

(単位：円)

1キロまで	5,180
1キロを超え2キロまで	5,720
2キロを超え3キロまで	6,300
3キロを超え4キロまで	7,630
4キロを超え5キロまで	7,960
5キロを超え6キロまで	8,680
6キロを超え7キロまで	9,430
7キロを超え8キロまで	10,560
8キロを超え9キロまで	11,040
9キロを超え10キロまで	11,690
10キロを超え11キロまで	12,190

11 キロを超え 12 キロまで	12,710
12 キロを超え 13 キロまで	12,940
13 キロを超え 14 キロまで	13,310
14 キロを超え 15 キロまで	13,670
15 キロを超え 16 キロまで	14,060
16 キロを超え 17 キロまで	14,300
17 キロを超え 18 キロまで	14,760
18 キロを超え 19 キロまで	15,020
19 キロを超え 20 キロまで	15,220
20 キロを超え 21 キロまで	15,380
21 キロを超え 22 キロまで	15,550
22 キロを超え 23 キロまで	15,610
23 キロを超え 24 キロまで	15,670
24 キロを超え 25 キロまで	15,830
25 キロを超え 26 キロまで	15,980
26 キロを超え 27 キロまで	16,100
27 キロを超え 28 キロまで	16,200
28 キロを超え 29 キロまで	16,240
29 キロを超え 30 キロまで	16,290
30 キロを超え 31 キロまで	16,370
31 キロを超え 32 キロまで	16,500
32 キロを超え 33 キロまで	16,580
33 キロを超え 34 キロまで	16,680
34 キロを超え 35 キロまで	16,710
35 キロを超え 36 キロまで	16,750
36 キロを超え 37 キロまで	16,860
37 キロを超え 38 キロまで	16,950
38 キロを超え 39 キロまで	17,060
39 キロを超え 40 キロまで	17,140
40 キロを超え 41 キロまで	17,340
41 キロを超え 42 キロまで	17,550
42 キロを超え 43 キロまで	17,740
43 キロを超え 44 キロまで	17,860
44 キロを超え 45 キロまで	17,910
45 キロを超え 46 キロまで	18,000
46 キロを超え 47 キロまで	18,040
47 キロを超え 48 キロまで	18,080
48 キロを超え 49 キロまで	18,140
49 キロを超え 50 キロまで	18,230
50 キロを超え 51 キロまで	18,320
51 キロを超え 52 キロまで	18,380
52 キロを超え 53 キロまで	18,430

53 キロを超え 54 キロまで	18,480
54 キロを超え 55 キロまで	18,590
55 キロを超え 56 キロまで	18,710
56 キロを超え 57 キロまで	18,760
57 キロを超え 58 キロまで	18,850
58 キロを超え 59 キロまで	18,900
59 キロを超え 60 キロまで	18,990
60 キロを超え 61 キロまで	19,030
61 キロを超え 62 キロまで	19,070
62 キロを超え 63 キロまで	19,110
63 キロを超え 64 キロまで	19,160
64 キロを超え 65 キロまで	19,230
65 キロを超え 66 キロまで	19,310

通学定期旅客運賃（1か月）

（単位：円）

1 キロまで	1,460
1 キロを超え 2 キロまで	1,760
2 キロを超え 3 キロまで	2,030
3 キロを超え 4 キロまで	2,220
4 キロを超え 5 キロまで	2,450
5 キロを超え 6 キロまで	2,670
6 キロを超え 7 キロまで	2,850
7 キロを超え 8 キロまで	3,160
8 キロを超え 9 キロまで	3,350
9 キロを超え 10 キロまで	3,490
10 キロを超え 11 キロまで	3,640
11 キロを超え 12 キロまで	3,770
12 キロを超え 13 キロまで	3,820
13 キロを超え 14 キロまで	3,920
14 キロを超え 15 キロまで	4,000
15 キロを超え 16 キロまで	4,060
16 キロを超え 17 キロまで	4,100
17 キロを超え 18 キロまで	4,200
18 キロを超え 19 キロまで	4,260
19 キロを超え 20 キロまで	4,310
20 キロを超え 21 キロまで	4,350
21 キロを超え 22 キロまで	4,410
22 キロを超え 23 キロまで	4,430
23 キロを超え 24 キロまで	4,490
24 キロを超え 25 キロまで	4,530

25 キロを超え 26 キロまで	4,570
26 キロを超え 27 キロまで	4,610
27 キロを超え 28 キロまで	4,650
28 キロを超え 29 キロまで	4,670
29 キロを超え 30 キロまで	4,700
30 キロを超え 31 キロまで	4,750
31 キロを超え 32 キロまで	4,780
32 キロを超え 33 キロまで	4,800
33 キロを超え 34 キロまで	4,840
34 キロを超え 35 キロまで	4,850
35 キロを超え 36 キロまで	4,880
36 キロを超え 37 キロまで	4,920
37 キロを超え 38 キロまで	4,950
38 キロを超え 39 キロまで	4,980
39 キロを超え 40 キロまで	5,010
40 キロを超え 41 キロまで	5,100
41 キロを超え 42 キロまで	5,120
42 キロを超え 43 キロまで	5,150
43 キロを超え 44 キロまで	5,180
44 キロを超え 45 キロまで	5,200
45 キロを超え 46 キロまで	5,230
46 キロを超え 47 キロまで	5,240
47 キロを超え 48 キロまで	5,260
48 キロを超え 49 キロまで	5,270
49 キロを超え 50 キロまで	5,290
50 キロを超え 51 キロまで	5,320
51 キロを超え 52 キロまで	5,340
52 キロを超え 53 キロまで	5,350
53 キロを超え 54 キロまで	5,380
54 キロを超え 55 キロまで	5,410
55 キロを超え 56 キロまで	5,430
56 キロを超え 57 キロまで	5,440
57 キロを超え 58 キロまで	5,450
58 キロを超え 59 キロまで	5,460
59 キロを超え 60 キロまで	5,470
60 キロを超え 61 キロまで	5,480
61 キロを超え 62 キロまで	5,490
62 キロを超え 63 キロまで	5,500
63 キロを超え 64 キロまで	5,510
64 キロを超え 65 キロまで	5,520
65 キロを超え 66 キロまで	5,530

○国土交通省告示第 320 号（令和 7 年 4 月 16 日）

国 運 審 第 1 号
令 和 7 年 4 月 1 日

国土交通大臣 中野 洋昌 殿

運輸審議会会長 堀川 義弘

答 申 書

東日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の
上限変更の認可申請について

令 6 第 3 0 0 4 号

令和 6 年 1 2 月 1 6 日付け国鉄事第 4 1 0 号をもって諮問された上記の事案については、令和 7 年 2 月 2 7 日東京都において公聴会を開催し、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

東日本旅客鉄道株式会社からの申請に係る鉄道の旅客運賃の変更については、別紙に掲げる額を上限として認可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、昭和62年の国鉄の分割民営化に伴い、主に関東・東北・上信越エリアの1都16県にまたがる輸送サービスを担う鉄道事業者として発足し、通勤・通学需要を支える高密度の輸送サービスを行う都市圏輸送や、新幹線に代表される高速輸送サービスを行う都市間輸送等、多様な輸送サービスを広範な鉄道ネットワークによって提供している。これまでの間、新幹線の延伸や在来線における輸送力の増強、直通運転の実施など、鉄道ネットワークの拡充や品質向上により利便性を高めた結果、令和5年度の輸送人キロは、会社発足当時に比べ約1.15倍に増加している。また、鉄道事業の運営に係わる人員を、7万2,000人から3万3,000人に削減するなど、生産性の向上にも努めている。このように収入の確保と経費削減による効率的な事業運営により、運賃値上げに依存しない経営基盤の確立に努めた結果、会社発足後、消費税率の引上げによるものを除き運賃改定を行わず、実質的に会社発足時の運賃水準を維持している。

しかしながら、人口減少・少子高齢化に加え、コロナ禍を経て申請者を取り巻く社会環境の変化が加速し、オンライン会議やテレワーク等の新しい生活様式の定着に伴う利用者の減少、さらに、昨今の物価高騰等による経費の増加や、人手不足・人件費上昇・人材の流動性が高まる中での人材確保・定着に向けた待遇改善等が不可避であるなど厳しい経営環境となってきた。

一方で、多様化する利用者ニーズ、安全やサービスの維持向上、老朽化した車両・設備の更新、激甚化する災害等に対応する設備投資や修繕等に必要な資金を安定的に確保することが困難となってきた。

このため、申請者においては、申請者の経営努力を前提として、旅客運賃の上限変更認可を申請したものである。

具体的な申請内容としては、東京圏に設定している他のエリアよりも低廉な「電車特定区間」及び「山手線内」の運賃区分を「幹線」に統合した上で、普通運賃については平均7.8%、定期運賃については平均11.0%、全体としては平均7.1%の改定を行うとするものである。

2. 国土交通大臣は、鉄道運送事業者からの旅客運賃の上限の変更の認可にあたっては、鉄道事業法（以下「法」という。）第16条第2項に基づき、当該旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであることを確認の上、法第16条第1項の認可をするものとされている。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、公聴会を開催し、申請者の陳述及び一般公述人の公述を聴取したほか、現地視察、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて、申請理由等について確認し、検討を行った。

本件の審議等で確認した主な事項については、以下のとおりである。

まず、輸送数量の推計については、鉄道の利用頻度に関するアンケート結果を分析し、既にコロナ禍からの回復状態に達していると判断した上で、将来の人口推計及び社会経済指標を基に、コロナ禍による行動変容を反映したものに北陸新幹線敦賀開業やインバウンド需要等の増加要因及び令和8年度からの運賃値上げによる利用減少を加味して算出していることを当審議会として確認した。

一方、設備投資については、事業用車両の増備や変電所等の更新等の在来線・新幹線設備の強化及び老朽化への対応、耐震補強工事等の大規模地震対策、ターミナル駅等の改良、東京圏の330駅を対象としたホームドア整備等のホームにおける安全対策やバリアフリー設備の整備並びに羽田空港アクセス線（仮称）工事等の輸送サービスの拡充等に必要な投資を行っていく計画であることを確認した。

また、人手不足・人件費上昇・人材の流動性が高まる中で、鉄道のオペレーションに不可欠な人材の確保・定着に向けた社員の待遇改善等に取り組んでいく計画であることを確認した。

なお、国鉄時代に競争力の確保を目的に設定された「電車特定区間」及び「山手線内」の運賃区分が適用されるエリアについては、当該運賃区分が廃止されることにより他のエリアに比べて値上げ幅が大きくなるが、現在では他の事業者の運賃改定により、運賃格差が逆転又は縮小していること、また、当該運賃区分が適用されてきたエリアにはこれまで利便性向上のための設備投資が重点的に実施されており、今後も更なる設備投資が必要なエリアであることを踏まえて、今回運賃区分を見直すこととしたものであることを確認した。

この結果、旅客運賃の上限を主文のとおり設定した場合、平年度である令和8年度から令和10年度までの3年間の運賃算定の基礎となる適正な総括原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）は、6,113,100百万円、総収入は6,103,921百万円と推定されることから、差引き9,178百万円の不足を生ずるものと見込まれる。また、収入原価算定上における平年度の収支率（総収入（上限運賃）を総支出（総括原価）で除した値）は、99.8%と推定される。

4. 以上のように、本件申請に係る旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるので、本件申請は上記2. の認可基準に適合するものとして、法第16条第1項に基づき、国土交通大臣が本件を認可することは適当であると認める。

要望事項

1. 東日本旅客鉄道株式会社の鉄道事業における需要見通しは、コロナ禍による行動変容の影響を考慮したものだが、今後のテレワークの実施状況やインバウンドなど旅行需要の動向等により、想定された需要と実績が乖離する可能性があることから、法第54条各項の趣旨に基づき、期限に係る条件を付すことを検討されたい。
2. 東日本旅客鉄道株式会社の業績が好調であること等を踏まえ、同社においては、今般の運賃改定が、今後も健全な鉄道事業を持続的に発展させていくために必要であることや、サービスの向上等にも資することについて、利用者に対し説明するよう、必要な指導、助言を行っていただきたい。
特に、「電車特定区間」及び「山手線内」の運賃区分の廃止に関しては、区間や券種ごとの改定率等の改定内容の詳細とともに、利用者の理解を得るべく運賃区分見直しの必要性や合理性について、利用者に対し丁寧に説明するよう、必要な指導、助言を行っていただきたい。

別紙

すべての運賃及び料金に消費税及び地方消費税（10%）を含んだ以下の額を上限額とする。

I 東日本旅客鉄道株式会社線内のみを利用する場合

1 鉄道の普通旅客運賃

(1) 普通旅客運賃

普通旅客運賃は、日本国有鉄道改革法等施行法第7条の定めに基づき運輸大臣に届け出た賃率、計算方法による額に1.1を乗じ、以下の端数処理をした額とする。

① 1円単位運賃の端数処理は、1円未満の端数を切り捨て、1円単位とした額とする。

② 10円単位運賃の端数処理は、10円未満の端数を四捨五入し10円単位とした額とする。ただし、電車特定区間のみを乗車する場合に限り10円未満の端数を切り上げ、10円単位とした額とする。

ただし、(2)～(4)のとおり変更する。

(2) 普通旅客運賃の端数計算

(1)②を次のとおり変更する。

10円単位運賃の端数処理は、10円未満の端数を切り上げ、10円単位とした額とする。

(3) 普通旅客運賃の賃率

① 幹線のみを乗車する場合

現行の賃率を次のとおり変更する。

地帯	営業キロ	賃率
第1地帯	300kmまでの部分	1kmにつき 16円96銭
第2地帯	300kmを超え 600kmまでの部分	1kmにつき 13円45銭

② 地方交通線のみを乗車する場合

現行の賃率を次のとおり変更する。

地帯	営業キロ	賃率
第1地帯	273kmまでの部分	1kmにつき 18円66銭
第2地帯	273kmを超え 546kmまでの部分	1kmにつき 14円80銭

③ 電車特定区間のみを乗車する場合

現行の賃率を廃止する。

④ 山手線等のみを乗車する場合

現行の賃率を廃止する。

(4) 10kmまでの普通旅客運賃

(3)①及び②にかかわらず、営業キロが10kmまでの普通旅客運賃は現行の運賃を次のとおり変更する。

区 分	1 k mから 3 k mまで		4 k mから 6 k mまで		7 k mから 10 k mまで	
	1 円 単位	10 円 単位	1 円 単位	10 円 単位	1 円 単位	10 円 単位
幹線のみを乗車 する場合	155 円	160 円	199 円	200 円	209 円	210 円
地方交通線のみ を乗車する場合	155 円	160 円	199 円	200 円	220 円	220 円
幹線と地方交通 線とを連続して 乗車する場合	155 円	160 円	199 円	200 円	220 円	220 円

2 鉄道の定期旅客運賃

(1) 通勤定期旅客運賃

①幹線のみを乗車する場合

現行の運賃を別表第1のとおり変更する。

②地方交通線のみを乗車する場合

現行の運賃を別表第2のとおり変更する。

③電車特定区間のみを乗車する場合

現行の運賃を廃止する。

④山手線等のみを乗車する場合

現行の運賃を廃止する。

⑤幹線と地方交通線とを連続して乗車する場合

現行の運賃を別表第3のとおり変更する。

(2) 通学定期旅客運賃

①電車特定区間のみを乗車する場合

現行の運賃を廃止する。

②山手線等のみを乗車する場合

現行の運賃を廃止する。

3 電車特定区間の範囲

現行の範囲を廃止する。

4 山手線等の範囲

現行の範囲を廃止する。

II 東日本旅客鉄道株式会社と北海道旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社の営業線を連続して乗車する場合

1 鉄道の旅客運賃及び料金の計算方法並びに適用方法

東日本旅客鉄道株式会社と各会社とを連続して乗車する場合の旅客運賃を次のとおり変更する。

東日本旅客鉄道株式会社と各会社の鉄道を連続して乗車する場合の旅客運賃は、通算した営業キロ又は運賃計算キロに基づき、次により計算した各会社の旅客運賃（以下「基準額」という。）に、東日本旅客鉄道株式会社線の乗車区間に対する営業キロ又は運賃計算キロによる基準額と営業キロ又は運賃計算キロに

よる東日本旅客鉄道株式会社の旅客運賃との差額（以下「加算額」という。）を加算する。

なお、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社又は九州旅客鉄道株式会社の鉄道とを連続して乗車する場合の旅客運賃は、前段により計算した額に、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社又は九州旅客鉄道株式会社の乗車区間に対する営業キロ又は運賃計算キロによる当該会社の定める加算額を加算する。

(1) 普通旅客運賃の基準額

① 幹線のみを乗車する場合

地帯	営業キロ	賃率
第1地帯	300 k mまでの部分	1 k mにつき 16 円 20 銭
第2地帯	300 k mを超え 600 k mまでの部分	1 k mにつき 12 円 85 銭
第3地帯	600 k mを超える部分	1 k mにつき 7 円 5 銭

② 地方交通線のみを乗車する場合

地帯	営業キロ	賃率
第1地帯	273 k mまでの部分	1 k mにつき 17 円 80 銭
第2地帯	273 k mを超え 546 k mまでの部分	1 k mにつき 14 円 10 銭
第3地帯	546 k mを超える部分	1 k mにつき 7 円 70 銭

(2) 普通旅客運賃の基準額の計算方法及び端数計算

普通旅客運賃の基準額は、別表第4の営業キロの区間別に定めるものとし、その額は各区間の中央の営業キロについて、前号の賃率によって計算し、次の①又は②により端数計算した額に1.1を乗じ、10円未満の端数を四捨五入し10円単位とした額とする。

① 発着区間の営業キロ又は運賃計算キロが100 k m以下のときは、10円未満の端数を切り上げて10円単位とした額とする。

② 発着区間の営業キロ又は運賃計算キロが101 k m以上のときは、50円未満の端数を切り捨てて、又は50円以上の端数を切り上げて100円単位とした額とする。

(3) 幹線と地方交通線とを連続して乗車する場合の普通旅客運賃の基準額の計算方法

通算した運賃計算キロについて、幹線のみを乗車する場合の普通旅客運賃の基準額の計算方法と同様の方法によって計算する。

(4) 10 k mまでの普通旅客運賃の基準額

前(1)にかかわらず、次のとおりの額とする。

区 分	1 k mから3 k mまで	4 k mから6 k mまで	7 k mから10 k mまで
	10 円単位	10 円単位	10 円単位
幹線のみを乗車する場合	150 円	190 円	200 円
地方交通線のみ乗車する場合	150 円	190 円	210 円
幹線と地方交通線とを連続して乗車する場合	150 円	190 円	210 円

(5) 定期旅客運賃の基準額

① 通勤定期旅客運賃の基準額

ア 幹線のみを乗車する場合

別表第5のとおりとする。

イ 地方交通線のみを乗車する場合

別表第6のとおりとする。

ウ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

別表第7のとおりとする。

② 通学定期旅客運賃の基準額

ア 幹線のみを乗車する場合

別表第8のとおりとする。

イ 地方交通線のみを乗車する場合

別表第9のとおりとする。

ウ 幹線と地方交通線とを連続して乗車する場合

別表第10のとおりとする。

別表第1 幹線のみを乗車する場合の通勤定期旅客運賃

(単位：円)

営業キ 口	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	4,910	13,960	26,620
2	4,910	13,960	26,620
3	4,910	13,960	26,620
4	5,890	16,790	31,810
5	5,890	16,790	31,810
6	5,890	16,790	31,810
7	6,240	17,780	33,700
8	6,240	17,780	33,700
9	6,240	17,780	33,700
10	6,240	17,780	33,700
11	7,840	22,340	41,630
12	7,840	22,340	41,630
13	7,840	22,340	41,630
14	7,840	22,340	41,630
15	7,840	22,340	41,630
16	10,480	29,860	54,310
17	10,480	29,860	54,310
18	10,480	29,860	54,310
19	10,480	29,860	54,310
20	10,480	29,860	54,310
21	13,120	37,380	66,970
22	13,120	37,380	66,970
23	13,120	37,380	66,970
24	13,120	37,380	66,970
25	13,120	37,380	66,970
26	15,330	43,690	79,650
27	15,600	44,460	79,650
28	15,600	44,460	79,650
29	15,600	44,460	79,650
30	15,600	44,460	79,650
31	17,970	51,210	92,330
32	18,450	52,580	92,330
33	18,720	53,350	92,330
34	18,720	53,350	92,330
35	18,720	53,350	92,330
36	20,450	58,290	105,010
37	20,900	59,600	105,010
38	21,290	60,700	105,010
39	21,580	61,520	105,010
40	21,580	61,520	105,010
41	22,590	64,380	117,670
42	22,920	65,320	117,670
43	23,260	66,290	117,670
44	23,750	67,690	117,670
45	24,100	68,690	117,670
46	24,240	69,070	130,350
47	24,510	69,920	130,350

営業キ 口	1 箇月	3 箇月	6 箇月
51	26,040	74,210	140,620
52	26,540	75,640	143,320
53	26,960	76,840	145,580
54	27,510	78,400	148,550
55	27,950	79,660	150,660
56	28,440	81,050	150,660
57	28,870	82,280	150,660
58	29,420	83,850	150,660
59	29,880	85,160	150,660
60	30,360	86,530	150,660
61	30,780	87,720	166,210
62	31,230	89,010	168,640
63	31,740	90,460	171,400
64	32,180	91,710	173,770
65	32,780	93,410	177,010
66	33,200	94,620	177,360
67	33,640	95,870	177,360
68	34,170	97,380	177,360
69	34,680	98,840	177,360
70	35,190	100,290	177,360
71	35,510	101,200	191,750
72	36,120	102,940	195,050
73	36,540	104,140	197,320
74	37,050	105,590	200,070
75	37,460	106,760	202,280
76	38,070	108,500	204,100
77	38,500	109,720	204,100
78	38,970	111,060	204,100
79	39,470	112,490	204,100
80	40,000	114,000	204,100
81	40,690	115,970	219,730
82	41,190	117,390	222,430
83	41,670	118,760	225,020
84	42,160	120,160	227,660
85	42,740	121,810	230,800
86	43,210	123,140	232,430
87	43,670	124,460	232,430
88	44,160	125,860	232,430
89	44,650	127,250	232,430
90	45,130	128,620	232,430
91	45,810	130,560	247,370
92	46,350	132,100	250,290
93	46,740	133,210	252,400
94	47,310	134,830	255,470
95	47,740	136,060	257,800
96	48,280	137,600	260,710
97	48,830	139,170	263,680

48	24,880	70,960	130,350
49	25,200	71,820	130,350
50	25,500	72,720	130,350

98	49,260	140,380	266,000
99	49,770	141,840	268,760
100	50,320	143,410	271,730

別表第2 地方交通線のみを乗車する場合の通勤定期旅客運賃

(単位：円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	4,920	13,980	26,620
2	4,920	13,980	26,620
3	4,920	13,980	26,620
4	6,240	17,740	33,750
5	6,240	17,740	33,750
6	6,240	17,740	33,750
7	6,560	18,700	35,420
8	6,560	18,700	35,420
9	6,560	18,700	35,420
10	6,560	18,700	35,420
11	7,840	22,340	41,630
12	7,840	22,340	41,630
13	7,840	22,340	41,630
14	7,840	22,340	41,630
15	7,840	22,340	41,630
16	10,480	29,860	54,310
17	10,480	29,860	54,310
18	10,480	29,860	54,310
19	10,480	29,860	54,310
20	10,480	29,860	54,310
21	13,120	37,380	66,970
22	13,120	37,380	66,970
23	13,130	37,380	66,970
24	15,600	44,460	79,650
25	15,600	44,460	79,650
26	15,600	44,460	79,650
27	15,600	44,460	79,650
28	15,780	44,970	79,650
29	18,450	52,580	92,330
30	18,720	53,340	92,330
31	18,720	53,340	92,330
32	18,730	53,380	92,330
33	20,900	59,600	105,010
34	21,290	60,700	105,010
35	21,580	61,520	105,010
36	21,580	61,520	105,010
37	21,590	61,530	105,010
38	22,920	65,320	117,670
39	23,260	66,290	117,670
40	23,750	67,690	117,670
41	24,180	68,910	117,670

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
51	28,870	82,280	150,660
52	29,420	83,850	150,660
53	29,880	85,160	150,660
54	30,360	86,530	150,660
55	30,760	87,670	150,740
56	31,230	89,010	168,640
57	31,740	90,460	171,400
58	32,180	91,710	173,770
59	32,780	93,410	177,010
60	33,200	94,620	177,360
61	34,170	97,380	177,360
62	34,680	98,840	177,360
63	35,190	100,290	177,360
64	35,480	101,120	177,550
65	36,120	102,940	195,050
66	36,540	104,140	197,320
67	37,050	105,590	200,070
68	37,460	106,760	202,280
69	38,070	108,500	204,100
70	38,500	109,720	204,100
71	39,470	112,490	204,100
72	40,000	114,000	204,100
73	40,680	115,940	204,390
74	41,190	117,390	222,430
75	41,670	118,760	225,020
76	42,160	120,160	227,660
77	42,740	121,810	230,800
78	43,210	123,140	232,270
79	43,670	124,460	232,270
80	44,160	125,860	232,270
81	45,130	128,620	232,270
82	45,530	129,760	232,270
83	46,300	131,920	249,990
84	46,670	133,020	252,060
85	47,210	134,500	254,930
86	47,610	135,650	257,050
87	48,120	137,110	257,630
88	48,640	138,560	257,630
89	49,050	139,710	257,630
90	49,530	141,170	257,630
91	49,800	141,880	257,630

42	24,510	69,920	130,350
43	24,880	70,960	130,350
44	25,200	71,820	130,350
45	25,500	72,720	130,350
46	26,040	74,210	130,490
47	26,540	75,640	143,320
48	26,960	76,840	145,580
49	27,510	78,400	148,550
50	27,950	79,660	150,660

92	50,340	143,470	271,840
93	50,860	144,950	274,640
94	51,370	146,400	277,400
95	51,920	147,970	280,370
96	52,500	149,630	283,500
97	52,980	150,990	286,090
98	53,550	152,620	289,170
99	54,070	154,100	291,980
100	54,650	155,750	295,110

別表第3 幹線と地方交通線とを連続して乗車する場合の通勤定期旅客運賃

(1) 発着区間の営業キロが1～10キロメートルまでの場合

(単位：円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	4,920	13,980	26,620
2	4,920	13,980	26,620
3	4,920	13,980	26,620
4	6,240	17,740	33,750
5	6,240	17,740	33,750
6	6,240	17,740	33,750
7	6,560	18,700	35,420
8	6,560	18,700	35,420
9	6,560	18,700	35,420
10	6,560	18,700	35,420

(2) 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合

発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合は、当該区間の運賃計算キロを営業キロとして、幹線のみを乗車する場合の通勤定期旅客運賃（別表第1）を適用する。

別表第4 営業キロの区間

① 幹線のみを乗車する場合

区 分	営業キロの区間	中央の営業キロ
11 k mから 50 k mまで	11 k mから5 k mごとに区分した区間とする。	11 k mから15 k mまでは13 k mとし、以上1区間を増すごとに5 k mを加えたものとする。
51 k mから 100 k mまで	51 k mから10 k mごとに区分した区間とする。	51 k mから60 k mまでは55 k mとし、以上1区間を増すごとに10 k mを加えたものとする。
101 k mから 600 k mまで	101 k mから20 k mごとに区分した区間とする。	101 k mから120 k mまでは110 k m とし、以上1区間を増すごとに20 k mを加えたものとする。
601 k m以上	601 k mから40 k mごとに区分した区間とする。	601 k mから640 k mまでは620 k mとし、以上1区間を増すごとに40kmを加えたものとする。

② 地方交通線のみを乗車する場合

営業キロの区間	中央の営業キロ
k m k m 11 ~ 15	k m 13
16 ~ 20	18
21 ~ 23	22
24 ~ 28	26
29 ~ 32	30
33 ~ 37	35
38 ~ 41	39
42 ~ 46	44
47 ~ 55	51
56 ~ 64	60
65 ~ 73	69
74 ~ 82	78
83 ~ 91	87
92 ~ 100	96
101 ~ 110	105

営業キロの区間	中央の営業キロ
k m k m 111 ~ 128	k m 119
129 ~ 146	137
147 ~ 164	155
165 ~ 182	173
183 ~ 200	191
201 ~ 219	210
220 ~ 237	228
238 ~ 255	246
256 ~ 273	264
274 ~ 291	282
292 ~ 310	301
311 ~ 328	319
329 ~ 346	337
347 ~ 364	355
365 ~ 382	373

営業キロの区間	中央の営業キロ
k m k m 383 ～ 400	k m 391
401 ～ 419	410
420 ～ 437	428
438 ～ 455	446
456 ～ 473	464
474 ～ 491	482
492 ～ 510	501
511 ～ 528	519
529 ～ 546	537
547 ～ 582	564
583 ～ 619	601
620 ～ 655	637
656 ～ 691	673
692 ～ 728	710
729 ～ 764	746
765 ～ 800	782
801 ～ 837	819
838 ～ 873	855
874 ～ 910	892
911 ～ 946	928
947 ～ 982	964
983 ～1,019	1,001
1,020 ～1,055	1,037
1,056 ～1,091	1,073
1,092 ～1,128	1,110
1,129 ～1,164	1,146
1,165 ～1,200	1,182

別表第5 幹線のみを乗車する場合の通勤定期旅客運賃の基準額

(単位：円)

営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	4,620	13,170	22,160	51	24,790	70,640	133,830
2	4,620	13,170	22,160	52	25,260	71,980	136,390
3	4,620	13,170	22,160	53	25,660	73,110	138,530
4	5,600	16,000	26,920	54	26,190	74,660	141,440
5	5,600	16,000	26,920	55	26,610	75,850	142,560
6	5,600	16,000	26,920	56	27,070	77,140	142,560
7	5,940	16,930	28,520	57	27,480	78,320	142,560
8	5,940	16,930	28,520	58	28,010	79,850	142,560
9	5,940	16,930	28,520	59	28,440	81,010	142,560
10	5,940	16,930	28,520	60	28,900	82,350	142,560
11	7,260	20,690	34,840	61	29,280	83,470	158,110
12	7,260	20,690	34,840	62	29,710	84,680	160,460
13	7,260	20,690	34,840	63	30,190	86,060	163,050
14	7,260	20,690	34,840	64	30,610	87,260	165,330
15	7,260	20,690	34,840	65	31,180	88,850	167,900
16	9,900	28,210	47,520	66	31,580	90,060	167,900
17	9,900	28,210	47,520	67	32,000	91,240	167,900
18	9,900	28,210	47,520	68	32,500	92,610	167,900
19	9,900	28,210	47,520	69	32,990	94,020	167,900
20	9,900	28,210	47,520	70	33,470	95,390	167,900
21	12,540	35,730	60,180	71	33,750	96,210	182,290
22	12,540	35,730	60,180	72	34,330	97,850	185,400
23	12,540	35,730	60,180	73	34,730	98,980	187,520
24	12,540	35,730	60,180	74	35,210	100,350	190,160
25	12,540	35,730	60,180	75	35,600	101,450	192,210
26	14,750	42,040	72,860	76	36,180	103,070	193,240
27	15,010	42,810	72,860	77	36,590	104,250	193,240
28	15,010	42,810	72,860	78	37,040	105,590	193,240
29	15,010	42,810	72,860	79	37,510	106,940	193,240
30	15,010	42,810	72,860	80	38,010	108,310	193,240
31	17,100	48,730	85,540	81	38,660	110,230	208,870
32	17,560	50,030	85,540	82	39,130	111,520	211,280
33	17,810	50,750	85,540	83	39,590	112,840	213,790
34	17,810	50,750	85,540	84	40,050	114,150	216,280
35	17,810	50,750	85,540	85	40,600	115,690	218,580
36	19,330	55,080	98,220	86	41,050	116,980	218,580
37	19,780	56,390	98,220	87	41,490	118,300	218,580
38	20,170	57,490	98,220	88	41,950	119,590	218,580
39	20,460	58,310	98,220	89	42,420	120,900	218,580
40	20,460	58,310	98,220	90	42,870	122,170	218,580
41	21,470	61,170	110,880	91	43,250	123,240	233,520
42	21,790	62,100	110,880	92	43,760	124,720	236,300
43	22,110	63,060	110,880	93	44,130	125,820	238,370
44	22,580	64,330	110,880	94	44,670	127,300	241,240
45	22,910	65,310	110,880	95	45,070	128,450	243,360
46	22,990	65,500	123,560	96	45,580	129,910	243,940
47	23,260	66,350	123,560	97	46,100	131,360	243,940

48	23,630	67,390	123,560
49	23,950	68,250	123,560
50	24,250	69,150	123,560

98	46,510	132,510	243,940
99	46,990	133,970	243,940
100	47,510	135,400	243,940

別表第6 地方交通線のみを乗車する場合の通勤定期旅客運賃の基準額
(単位：円)

営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	4,620	13,170	22,160
2	4,620	13,170	22,160
3	4,620	13,170	22,160
4	5,940	16,930	28,520
5	5,940	16,930	28,520
6	5,940	16,930	28,520
7	6,260	17,890	30,100
8	6,260	17,890	30,100
9	6,260	17,890	30,100
10	6,260	17,890	30,100
11	7,260	20,690	34,840
12	7,260	20,690	34,840
13	7,260	20,690	34,840
14	7,260	20,690	34,840
15	7,260	20,690	34,840
16	9,900	28,210	47,520
17	9,900	28,210	47,520
18	9,900	28,210	47,520
19	9,900	28,210	47,520
20	9,900	28,210	47,520
21	12,540	35,730	60,180
22	12,540	35,730	60,180
23	12,540	35,730	60,180
24	15,010	42,810	72,860
25	15,010	42,810	72,860
26	15,010	42,810	72,860
27	15,010	42,810	72,860
28	15,180	43,270	72,860
29	17,560	50,030	85,540
30	17,810	50,750	85,540
31	17,810	50,750	85,540
32	17,820	50,790	85,540
33	19,780	56,390	98,220
34	20,170	57,490	98,220
35	20,460	58,310	98,220
36	20,460	58,310	98,220
37	20,460	58,310	98,220
38	21,790	62,100	110,880
39	22,110	63,060	110,880
40	22,580	64,330	110,880
41	22,990	65,500	110,880

営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
51	27,480	78,320	142,560
52	28,010	79,850	142,560
53	28,440	81,010	142,560
54	28,900	82,350	142,560
55	29,280	83,470	142,560
56	29,710	84,680	160,460
57	30,190	86,060	163,050
58	30,610	87,260	165,330
59	31,180	88,850	167,900
60	31,580	90,060	167,900
61	32,500	92,610	167,900
62	32,990	94,020	167,900
63	33,470	95,390	167,900
64	33,750	96,210	167,900
65	34,330	97,850	185,400
66	34,730	98,980	187,520
67	35,210	100,350	190,160
68	35,600	101,450	192,210
69	36,180	103,070	193,240
70	36,590	104,250	193,240
71	37,510	106,940	193,240
72	38,010	108,310	193,240
73	38,660	110,230	193,240
74	39,130	111,520	211,280
75	39,590	112,840	213,790
76	40,050	114,150	216,280
77	40,600	115,690	218,580
78	41,050	116,980	218,580
79	41,490	118,300	218,580
80	41,950	119,590	218,580
81	42,870	122,170	218,580
82	43,250	123,240	218,580
83	43,760	124,720	236,300
84	44,130	125,820	238,370
85	44,670	127,300	241,240
86	45,070	128,450	243,360
87	45,580	129,910	243,940
88	46,100	131,360	243,940
89	46,510	132,510	243,940
90	46,990	133,970	243,940
91	47,260	134,680	243,940

42	23,260	66,350	123,560
43	23,630	67,390	123,560
44	23,950	68,250	123,560
45	24,250	69,150	123,560
46	24,790	70,640	123,560
47	25,260	71,980	136,390
48	25,660	73,110	138,530
49	26,190	74,660	141,440
50	26,610	75,850	142,560

92	47,800	136,270	258,150
93	48,290	137,590	260,710
94	48,780	139,010	263,380
95	49,300	140,500	266,230
96	49,850	142,040	269,140
97	50,300	143,400	270,860
98	50,850	144,940	270,860
99	51,340	146,340	270,860
100	51,890	147,880	270,860

別表第7 幹線と地方交通線とを連続して乗車する場合の通勤定期旅客運賃の基準額

(1) 発着区間の営業キロが1～10キロメートルまでの場合
(単位：円)

営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	4,620	13,170	22,160
2	4,620	13,170	22,160
3	4,620	13,170	22,160
4	5,940	16,930	28,520
5	5,940	16,930	28,520
6	5,940	16,930	28,520
7	6,260	17,890	30,100
8	6,260	17,890	30,100
9	6,260	17,890	30,100
10	6,260	17,890	30,100

(2) 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合

発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合は、当該区間の運賃計算キロを営業キロとして、幹線のみを乗車する場合の通勤定期旅客運賃(別表第5)を適用する。

別表第8 幹線のみを乗車する場合の通学定期旅客運賃の基準額

(単位：円)

営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	2,760	7,830	14,860	51	12,330	35,150	66,600
2	2,760	7,830	14,860	52	12,630	36,010	68,250
3	2,760	7,830	14,860	53	12,820	36,560	69,270
4	3,190	9,060	17,170	54	13,010	37,080	70,290
5	3,450	9,880	18,710	55	13,300	37,930	71,880
6	3,720	10,600	20,100	56	13,570	38,650	73,250
7	4,000	11,420	21,620	57	13,690	39,030	73,950
8	4,410	12,570	23,820	58	13,980	39,900	75,550
9	4,710	13,390	25,360	59	14,250	40,610	76,930
10	4,840	13,800	26,140	60	14,490	41,300	78,220
11	5,710	16,280	30,830	61	14,560	41,500	78,660
12	5,840	16,610	31,480	62	14,870	42,370	80,260
13	5,960	16,990	32,210	63	15,150	43,190	81,800
14	6,120	17,450	33,030	64	15,370	43,800	82,980
15	6,120	17,450	33,030	65	15,600	44,460	84,240
16	7,510	21,410	40,590	66	15,880	45,260	85,780
17	7,680	21,900	41,460	67	16,040	45,720	86,600
18	7,680	21,900	41,460	68	16,470	46,930	88,940
19	7,800	22,260	42,180	69	16,550	47,200	89,410
20	7,950	22,670	42,950	70	16,840	47,970	90,880
21	8,110	23,110	43,780	71	17,030	48,550	92,010
22	8,230	23,490	44,490	72	17,290	49,340	93,450
23	8,230	23,490	44,490	73	17,640	50,280	95,280
24	8,340	23,770	45,040	74	17,810	50,750	96,170
25	8,370	23,850	45,200	75	17,980	51,230	97,060
26	8,410	23,990	45,450	76	18,230	51,950	98,420
27	8,410	23,990	45,450	77	18,470	52,660	99,730
28	8,550	24,350	46,160	78	18,790	53,570	101,530
29	8,550	24,350	46,160	79	18,900	53,870	102,060
30	8,700	24,780	46,920	80	19,220	54,800	103,840
31	8,810	25,110	47,600	81	19,590	55,840	105,800
32	8,810	25,110	47,600	82	19,780	56,390	106,800
33	8,890	25,360	48,050	83	20,050	57,160	108,290
34	8,940	25,520	48,360	84	20,250	57,710	109,360
35	9,190	26,180	49,590	85	20,530	58,530	110,900
36	9,250	26,370	49,960	86	20,740	59,060	111,900
37	9,280	26,460	50,140	87	21,000	59,880	113,440
38	9,530	27,170	51,500	88	21,270	60,600	114,830
39	9,570	27,310	51,740	89	21,350	60,860	115,300
40	9,860	28,100	53,230	90	21,660	61,750	117,020
41	10,100	28,790	54,540	91	21,910	62,410	118,280
42	10,300	29,340	55,610	92	22,220	63,330	119,980
43	10,590	30,190	57,210	93	22,440	63,940	121,160
44	10,740	30,600	57,970	94	22,530	64,240	121,710
45	11,030	31,450	59,590	95	22,860	65,150	123,440
46	11,150	31,830	60,290	96	23,060	65,700	124,510
47	11,290	32,140	60,890	97	23,290	66,380	125,760

48	11,600	33,040	62,620
49	11,800	33,670	63,800
50	12,130	34,580	65,530

98	23,590	67,240	127,410
99	23,710	67,560	128,010
100	23,900	68,160	129,140

別表第9 地方交通線のみを乗車する場合の通学定期旅客運賃の基準額

(単位：円)

営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	2,760	7,830	14,860
2	2,760	7,830	14,860
3	2,760	7,830	14,860
4	3,390	9,690	18,350
5	3,690	10,510	19,890
6	3,980	11,360	21,510
7	4,290	12,190	23,110
8	4,720	13,420	25,420
9	5,010	14,270	27,030
10	5,140	14,680	27,820
11	5,960	16,990	32,210
12	6,120	17,450	33,030
13	6,120	17,450	33,030
14	6,710	19,160	34,840
15	6,710	19,160	34,840
16	7,680	21,900	41,460
17	7,800	22,260	42,180
18	7,950	22,670	42,950
19	8,110	23,110	43,780
20	8,230	23,490	44,490
21	8,340	23,770	45,040
22	8,370	23,850	45,200
23	8,410	23,990	45,450
24	8,410	23,990	45,450
25	8,550	24,350	46,160
26	8,550	24,350	46,160
27	8,700	24,780	46,920
28	8,810	25,110	47,600
29	8,810	25,110	47,600
30	8,890	25,360	48,050
31	9,190	26,180	49,590
32	9,250	26,370	49,960
33	9,280	26,460	50,140
34	9,530	27,170	51,500
35	9,570	27,310	51,740
36	9,860	28,100	53,230
37	10,100	28,790	54,540
38	10,300	29,340	55,610
39	10,590	30,190	57,210
40	10,740	30,600	57,970
41	11,150	31,830	60,290

営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
51	13,690	39,030	73,950
52	13,980	39,900	75,550
53	14,250	40,610	76,930
54	14,490	41,300	78,220
55	14,560	41,500	78,660
56	14,870	42,370	80,260
57	15,150	43,190	81,800
58	15,370	43,800	82,980
59	15,600	44,460	84,240
60	15,880	45,260	85,780
61	16,470	46,930	88,940
62	16,550	47,200	89,410
63	16,840	47,970	90,880
64	17,030	48,550	92,010
65	17,290	49,340	93,450
66	17,640	50,280	95,280
67	17,810	50,750	96,170
68	17,980	51,230	97,060
69	18,230	51,950	98,420
70	18,470	52,660	99,730
71	18,900	53,870	102,060
72	19,220	54,800	103,840
73	19,590	55,840	105,800
74	19,780	56,390	106,800
75	20,050	57,160	108,290
76	20,250	57,710	109,360
77	20,530	58,530	110,900
78	20,740	59,060	111,900
79	21,000	59,880	113,440
80	21,270	60,600	114,830
81	21,660	61,750	117,020
82	21,910	62,410	118,280
83	22,220	63,330	119,980
84	22,440	63,940	121,160
85	22,530	64,240	121,710
86	22,860	65,150	123,440
87	23,060	65,700	124,510
88	23,290	66,380	125,760
89	23,590	67,240	127,410
90	23,710	67,560	128,010
91	23,890	68,140	129,090

42	11,290	32,140	60,890
43	11,600	33,040	62,620
44	11,800	33,670	63,800
45	12,130	34,580	65,530
46	12,330	35,150	66,600
47	12,630	36,010	68,250
48	12,820	36,560	69,270
49	13,010	37,080	70,290
50	13,300	37,930	71,880

92	24,230	69,070	130,870
93	24,460	69,730	132,100
94	24,630	70,200	133,010
95	24,960	71,160	134,840
96	25,180	71,730	135,920
97	25,450	72,580	137,510
98	25,770	73,460	139,190
99	25,910	73,820	139,890
100	26,180	74,610	141,380

別表第10 幹線と地方交通線とを連続して乗車する場合の通学定期旅客運賃の
基準額

(1) 発着区間の営業キロが1～10キロメートルまでの場合
(単位：円)

営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	2,760	7,830	14,860
2	2,760	7,830	14,860
3	2,760	7,830	14,860
4	3,390	9,690	18,350
5	3,690	10,510	19,890
6	3,980	11,360	21,510
7	4,290	12,190	23,110
8	4,720	13,420	25,420
9	5,010	14,270	27,030
10	5,140	14,680	27,820

(2) 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合

発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合は、当該区間の運賃計算
キロを営業キロとして、幹線のみを乗車する場合の通学定期旅客運賃(別表第8)
を適用する。

○国土交通省告示第 476 号（令和 7 年 6 月 25 日）

国 運 審 第 7 号
令和 7 年 6 月 1 0 日

国土交通大臣 中野 洋昌 殿

運輸審議会会長 堀川 義弘

答 申 書

西武鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の
上限変更認可申請について

令 7 第 4 0 0 1 号

令和 7 年 3 月 2 6 日付け国鉄事第 5 7 4 号をもって諮問された上記の事案については、令和 7 年 5 月 2 2 日東京都において公聴会を開催し、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

西武鉄道株式会社からの申請に係る鉄道の旅客運賃の変更については、別紙に掲げる額を上限として認可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、池袋線及び新宿線の2つの幹線と10の支線からなる12路線、旅客営業キロ176.6kmの鉄道ネットワークを有し、東京・埼玉エリアの通勤・通学・観光など、首都圏交通網の一翼を担う鉄道事業者である。

申請者は、平成16年に上場廃止となって以降、財務体質の改善に取り組み、設備投資を年間概ね200億円以下の水準にまで抑制してきたが、平成26年の西武グループ再上場を機に設備投資拡大に転じた。その後も利用者へのサービス向上を目指し、投資規模を更に拡大させる考えであったが、コロナ禍を受け事業環境が一転した。具体的には、コロナ禍前における年間輸送人員は約6.6億人、鉄道事業営業損益は約250億円であったが、コロナ禍を受けて令和2年度は約4.7億人と大きく利用者数が減少し、約36億円の営業損失を計上した。このため、設備投資拡大の方針も見直し、安全に支障のない範囲で設備投資を大幅に削減・先送りさせたほか、役員報酬や従業員賞与の減額等の緊急的な費用の削減を実施した。

コロナ禍後は輸送需要も回復傾向にあるものの、新しい生活様式の定着に伴い、令和5年度は約5.9億人の利用にとどまり、特に通勤定期旅客は平成30年度比で82.6%にとどまっている。なお、申請者によれば、今後もコロナ禍前の水準には戻らないと見込んでいる。

こうした中、増加する老朽設備の更新や連続立体交差事業等の各施策の推進が不可欠となっているほか、ホームドア等のバリアフリー設備の整備、一層の環境負荷軽減・消費電力削減対策等も必要となっている。

また、これらの施策に係る設備投資の拡大により減価償却費が大幅に増加する見込みである。

さらに、昨今の物価高騰等の影響により人件費及び経費が増加傾向にあるほか、人材確保のため、賃金引上げ等の従業員の処遇改善を図りながら、職場環境・労務環境を向上させるための施設整備も必要不可欠となっている。

申請者においては、こうした状況の下、永続的に鉄道事業を運営し、利用者に良質かつ快適なサービスを提供するため、申請者の経営努力を前提とした上で、不足する費用の一部について利用者に負担を求めべく旅客運賃の上限変更認可を申請したものである。

2. 国土交通大臣は、鉄道運送事業者からの旅客運賃の上限変更の認可申請があった際には、鉄道事業法（以下「法」という。）第16条第2項に基づき、当該旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであることを確認の上、法第16条第1項の認可をするものとされている。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、公聴会を開催し、申請者の陳述及び一般公述人の公述を聴取したほか、現地視察、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて、申請理由等について確認し、検討を行った。

本件の審議等で確認した主な事項については、以下のとおりである。

まず、輸送人員の推計については、平年度（原価計算期間である令和8年度から令和10年度までの3年間。以下同じ。）において、これまでの輸送実績や統計調査等のデータから、定期外・定期ともに微減となる見込みであることを確認した。

一方、収入については、上記の推計した輸送人員に、今般申請のあった改定後の運賃を乗じた場合、実績年度（令和5年度。以下同じ。）に対し平年度の年平均で総収入が約117億円増加することが見込まれることを確認した。

次に、設備投資については、これまでの設備投資の抑制に伴い、車両、電力・信号・通信設備、線路・土木構造物、検修設備・現業施設の更新のほか、事業の根幹である安全・安心なサービスの更なる追求のためのホームドア等の整備や踏切安全対策、沿線価値向上のための大規模な駅改良や新宿線の連続立体交差事業等を進めることとし、これらのために年間400億円規模の継続的な設備投資が必要であることを確認した。

また、これらの設備投資の拡大に伴う減価償却費も増加し、平年度の年平均で約236億円となり、実績年度に対し約56億円増加すること、及びその後も高い水準で推移することが見込まれることを確認した。

さらに、昨今の物価上昇から電気動力費の高止まり等経費の増加が見込まれるほか、事業運営に必要な人材確保のため従業員の処遇改善等が必要なことから人件費も増加が見込まれることを確認した。

この結果、旅客運賃の上限を主文のとおり設定した場合、平年度の運賃算定の基礎となる適正な総括原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）は、340,287百万円、総収入は332,850百万円と推定されることから、差引き7,437百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

4. 以上のように、本件申請に係る旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるので、本件申請は上記2.の認可基準に適合するものとして、法第16条第1項に基づき、国土交通大臣が本件を認可することは適当であると認める。

要望事項

1. 西武鉄道株式会社の鉄道事業における需要見通しは、コロナ禍による行動変容の影響を考慮したものだが、想定された需要と実績が乖離する可能性があることから、法第54条各項の趣旨に基づき、期限に係る条件を付すことを検討されたい。
2. 西武鉄道株式会社の業績が黒字であること等を踏まえ、同社において、今般の運賃改定が、同社の鉄道事業を持続的に運営し、公共交通機関としての役割を果たしていくために必要であることや、サービスの向上等にも資することについて、利用者に対し丁寧に説明するよう、必要な指導、助言を行っていただきたい。

別紙

すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。

1 鉄道の普通旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

(単位：円)

	1円単位	10円単位
4キロまで	169	170
4キロを超え8キロまで	207	210
8キロを超え12キロまで	245	250
12キロを超え16キロまで	284	290
16キロを超え20キロまで	323	330
20キロを超え24キロまで	362	370
24キロを超え28キロまで	402	410
28キロを超え32キロまで	442	450
32キロを超え36キロまで	483	490
36キロを超え40キロまで	521	530
40キロを超え44キロまで	557	560
44キロを超え48キロまで	592	600
48キロを超え52キロまで	627	630
52キロを超え56キロまで	657	660
56キロを超え60キロまで	683	690
60キロを超え64キロまで	709	710
64キロを超え68キロまで	735	740
68キロを超え72キロまで	758	760
72キロを超え76キロまで	781	790
76キロを超え81キロまで	800	800

2 鉄道の定期旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

通勤定期旅客運賃（1か月）

(単位：円)

4キロまで	6,540
4キロを超え8キロまで	7,920
8キロを超え12キロまで	9,320
12キロを超え16キロまで	10,720
16キロを超え20キロまで	12,130
20キロを超え24キロまで	13,550
24キロを超え28キロまで	14,980
28キロを超え32キロまで	16,420
32キロを超え36キロまで	17,850

36キロを超え40キロまで	19,270
40キロを超え44キロまで	20,370
44キロを超え48キロまで	21,270
48キロを超え52キロまで	21,970
52キロを超え56キロまで	22,470
56キロを超え60キロまで	22,870
60キロを超え64キロまで	23,170
64キロを超え68キロまで	23,420
68キロを超え72キロまで	23,620
72キロを超え76キロまで	23,820
76キロを超え81キロまで	24,000

通学定期旅客運賃（1か月）
 現行の運賃の上限を据え置きとする。

○国土交通省告示第 533 号（令和 7 年 7 月 16 日）

国 運 審 第 9 号
令和 7 年 6 月 26 日

国土交通大臣 中野 洋昌 殿

運輸審議会会長 堀川 義弘

答 申 書

首都圏新都市鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の
上限変更の認可申請について

令 7 第 4 0 0 2 号

令和 7 年 4 月 23 日付け国鉄事第 67 号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

首都圏新都市鉄道株式会社からの申請に係る鉄道の旅客運賃の変更については、別紙に掲げる額を上限として認可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、秋葉原・つくば間58.3kmを結ぶつくばエクスプレス線において、東京都、埼玉県、千葉県、茨城県にわたる通勤・通学輸送を担う鉄道事業者である。

輸送人員については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和2年度は前年度に比べ約30%減少したものの、その後は回復傾向にある。

平成17年の開業以降、申請者は、車両・施設の保守管理のみならず、輸送人員の増加に対応すべく、車両の増備や秋葉原駅の出入口増設、入出庫線の複線化等、安全・安定・安心輸送及び充実したサービスの提供に資する設備投資を順次実施してきたが、開業から20年を迎え、最高時速130キロ運転を支えてきた車両や架線、軌道等について、各設備等の更新時期が順次到来することから計画的に更新していく必要がある。このほか、混雑対策のための長編成化（6両編成から8両編成へ）やそれに伴う総合基地の増強等が急務となっている。また、減価償却費についても、これらの設備投資の実施に伴い平年度以降も増加傾向が続く見通しである。

これに加えて、申請者は、つくばエクスプレス線の建設主体である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対し今後も約20年間、毎年約200億円の債務償還を行っていく必要がある。

申請者は、昨今の物価高騰等に対応しつつ、上記の対応を着実に実施し、将来にわたって安全・安心輸送の維持・向上を図り、持続可能な経営を行うため、旅客運賃の上限変更認可を申請したものである。

2. 国土交通大臣は、鉄道運送事業者からの旅客運賃の上限変更の認可申請があった際には、鉄道事業法（以下「法」という。）第16条第2項に基づき、当該旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであることを確認の上、法第16条第1項の認可をするものとされている。
3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。なお、本件については公聴会の開催の申出がなかったことから、公聴会は開催していない。また、申請者は大手民鉄等事業者該当しないため、所管局において、中小民鉄事業者の収入原価算定要領に基づき審査している。

本件の審議等で確認した主な事項については、以下のとおりである。

まず、輸送人員の推計については、平年度（原価計算期間である令和8年度から令和10年度までの3年間。以下同じ。）において、これまでの輸送実績や統計調

査等のデータから、定期外・定期ともに増加が続く見込みであることを確認した。

また、上記の推計した輸送人員に、今般申請のあった改定後の運賃を乗じた場合、実績年度（令和5年度。以下同じ。）に対し、平年度の年平均で総収入が約99億円増加することが見込まれることを確認した。

次に、設備投資については、変電所、信号設備、車両及びホームドアの更新、8両編成化に伴う各駅のホーム延伸、設備改修及び総合基地内における留置線延伸、QR乗車券システム及びタッチ決済システムの導入等の乗車サービスの改善のほか、社員の就業環境改善のための工事等を行っていく計画であることを確認した。

また、昨今の物価高騰等の影響により、人件費、修繕費及び経費について増加が見込まれることを確認した。

これらにより、総原価は、実績年度に対し、平年度の年平均で約34億円増加することが見込まれることを確認した。

配当所要額（適正利潤）は、中小民鉄事業者の収入原価算定要領において、払込資本金に対し10%配当に必要な額の鉄軌道事業分担額を計上するものとされており、これに基づき算定すると、配当金約185億円に加え、法定準備積立約19億円、法人税等約100億円を含め、合計約303億円であることを確認した。

この結果、旅客運賃の上限を主文のとおり設定した場合、平年度の運賃改定の基礎となる適正な総括原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの。以下同じ。）は、218,362百万円、総収入は165,621百万円と推定されることから、差引き52,741百万円の不足を生ずるものと見込まれる。また、運賃改定後の収入原価算定上における平年度の収支率（旅客運賃の上限による総収入を総支出（総括原価）で除した値）は75.8%と推定され、中小民鉄事業者の収入原価算定要領に基づき算定した結果、本件申請に係る旅客運賃の上限による総収入が総括原価を超えないものであることを確認した。

一方、申請者においては、多額の事業費等に見合う自治体等からの出資金を受け入れたことから、その事業規模に比して資本金が巨額であるため、配当所要額（適正利潤）が多額となっているが、配当の実績や計画がないこと、算定された法人税等については実際の支払予定額とは大きく異なることを確認した。

これに関し、中小民鉄事業者の収入原価算定要領における配当所要額（適正利潤）算定の趣旨を所管局に確認したところ、中小民鉄事業者の中には大手民鉄等事業者に比べ自己資本等の財務基盤が脆弱な事業者が多く見られることから、内部留保の充実により財務体質を改善する必要があるため、との説明があった。

上記の申請者の実情及び中小民鉄事業者の収入原価算定要領の趣旨を勘案すれば、同算定要領に基づき算定された配当所要額（適正利潤）を基に本事案を審議した場合、申請者の経営状況等の実態に即した判断とならないことが懸念されたため、追加的な検証を行うこととした。

具体的には、申請者の営業収入、営業キロ、輸送人員等が大手民鉄事業者に準ずる規模であることを踏まえ、所管局に対してJR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領（以下「大手民鉄等事業者の収入原価算定要領」という。）を適用した場合の事業報酬等の算定を求めたところ、所管局から、事業報酬は約163億円、法人税等は約62億円との試算が示された。

この結果、事業報酬等を配当所要額（適正利潤）に置き換えるなどした場合の総括原価は約625億円、収支率は88.3%と推定され、大手民鉄等事業者の収

入原価算定要領を適用した場合の事業報酬等に基づき試算した場合においても、本件申請に係る旅客運賃の上限による総収入が総括原価を超えないものであることを確認した。

このほか、申請者においては、開業時から安全性を確保しつつ鉄道運行や保守作業における生産性向上に取り組んできたこと等により、他の鉄道事業者と比較しても売上高に占める人件費の割合が低水準であるなど、能率的な経営が行われていることを確認した。

4. 以上のように、本件申請に係る旅客運賃の上限による総収入が総括原価を超えないものであるので、本件申請は上記2. の認可基準に適合するものとして、法第16条第1項に基づき、国土交通大臣が本件を認可することは適当であると認める。

要望事項

1. 首都圏新都市鉄道株式会社の鉄道事業における需要見通しは、コロナ禍による行動変容の影響を考慮したものだが、想定された需要と実績が乖離する可能性があることから、法第54条各項の趣旨に基づき、期限に係る条件を付すことを検討されたい。
2. 首都圏新都市鉄道株式会社の業績が黒字であること等を踏まえ、同社において、今般の運賃改定が、同社の鉄道事業を持続的に運営していくために必要であることや、サービス向上等にも資することについて、利用者に対し丁寧に説明するよう、必要な指導、助言を行っていただきたい。
3. 中小民鉄事業者においては、その事業規模や経営形態等が多様であることや、大手民鉄等事業者におけるヤードスティック方式のような事業者の効率化努力を促すための仕組みもないことを踏まえ、その運賃改定申請の審査に当たっては、当該事業者の経営状況等の実態に即した審査が行われるべきものと考えるので、そのための方策について検討されたい。

別紙

すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。

1 鉄道の普通旅客運賃

大人普通旅客運賃の上限を次のとおり変更する。

(単位：円)

	10 円単位	1 円単位
3 キロまで	180	180
3 キロを超え 5 キロまで	230	230
5 キロを超え 7 キロまで	280	271
7 キロを超え 9 キロまで	320	320
9 キロを超え 11 キロまで	370	362
11 キロを超え 13 キロまで	420	412
13 キロを超え 15 キロまで	460	454
15 キロを超え 18 キロまで	520	513
18 キロを超え 21 キロまで	580	574
21 キロを超え 24 キロまで	630	626
24 キロを超え 27 キロまで	690	688
27 キロを超え 30 キロまで	750	741
30 キロを超え 33 キロまで	800	800
33 キロを超え 36 キロまで	860	853
36 キロを超え 39 キロまで	920	913
39 キロを超え 42 キロまで	970	966
42 キロを超え 45 キロまで	1,020	1,018
45 キロを超え 48 キロまで	1,070	1,070
48 キロを超え 51 キロまで	1,130	1,123
51 キロを超え 54 キロまで	1,180	1,175
54 キロを超え 57 キロまで	1,230	1,227
57 キロを超え 59 キロまで	1,280	1,280

小児普通旅客運賃（1 円単位）の上限を次のとおり変更する。

(単位：円)

	1 円単位
3 キロまで	84
3 キロを超え 5 キロまで	105
5 キロを超え 7 キロまで	125

7キロを超え9キロまで	146
9キロを超え11キロまで	167
11キロを超え13キロまで	188
13キロを超え59キロまで	200

2 鉄道の定期旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

通勤定期旅客運賃（大人1か月）

（単位：円）

3キロまで	6,810
3キロを超え5キロまで	8,700
5キロを超え7キロまで	10,590
7キロを超え9キロまで	12,100
9キロを超え11キロまで	13,990
11キロを超え13キロまで	15,880
13キロを超え15キロまで	17,390
15キロを超え18キロまで	19,660
18キロを超え21キロまで	21,940
21キロを超え24キロまで	23,820
24キロを超え27キロまで	26,090
27キロを超え30キロまで	27,970
30キロを超え33キロまで	30,240
33キロを超え36キロまで	32,450
36キロを超え39キロまで	34,320
39キロを超え42キロまで	36,210
42キロを超え45キロまで	38,090
45キロを超え48キロまで	39,980
48キロを超え51キロまで	41,860
51キロを超え54キロまで	43,740
54キロを超え57キロまで	45,620
57キロを超え59キロまで	47,500

通学定期旅客運賃（大人1か月、小児1か月）

（単位：円）

	大人	小児
3キロまで	3,240	1,620
3キロを超え5キロまで	4,140	2,070
5キロを超え7キロまで	5,040	2,520
7キロを超え9キロまで	5,760	2,880

9キロを超え 11キロまで	6,660	3,330
11キロを超え 13キロまで	7,560	3,780
13キロを超え 15キロまで	8,280	4,140
15キロを超え 18キロまで	9,360	4,680
18キロを超え 21キロまで	10,440	5,000
21キロを超え 24キロまで	11,340	5,000
24キロを超え 27キロまで	12,420	5,000
27キロを超え 30キロまで	13,500	5,000
30キロを超え 33キロまで	14,400	5,000
33キロを超え 36キロまで	15,480	5,000
36キロを超え 39キロまで	16,560	5,000
39キロを超え 42キロまで	17,460	5,000
42キロを超え 45キロまで	18,360	5,000
45キロを超え 48キロまで	19,260	5,000
48キロを超え 51キロまで	20,340	5,000
51キロを超え 54キロまで	21,240	5,000
54キロを超え 57キロまで	22,140	5,000
57キロを超え 59キロまで	23,040	5,000

IV 公聴会

鉄・軌道

○東日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更の認可申請事案
(令6第3004号)

・概要

開催日時	開催場所	主宰
令和7年2月27日(木) 9時30分～11時19分	東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館共用408会議室	運輸審議会

・出席者

運輸審議会委員

氏名	役職
堀川 義弘	会長
二村 真理子	委員(非常勤)
三浦 大介	委員(非常勤)
大石 美奈子	委員(非常勤)
吉田 可保里	委員(非常勤)

申請者陳述人

氏名	役職
喜勢 陽一	代表取締役社長
木村 法雄	常務執行役員
熊本 大誉	執行役員鉄道事業本部モビリティ・サービス部門長
加茂 義尚	鉄道事業本部モビリティ・サービス部門運賃・運輸収入ユニットリーダー

一般公述人

氏名	職業又は所属団体	賛否
小井土 直樹	弁護士	反対
大汐 健太	会社員	反対
高橋 恒太	会社員	反対

○西武鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請事案
 (令7第4001号)

・概要

開催日時	開催場所	主宰
令和7年5月22日(木) 9時30分～10時50分	東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館共用408会議室	運輸審議会

・出席者

運輸審議会委員

氏名	役職
堀川 義弘	会長
白石 敏男	会長の職務を代理する常勤の委員
二村 真理子	委員(非常勤)
三浦 大介	委員(非常勤)
大石 美奈子	委員(非常勤)
吉田 可保里	委員(非常勤)

申請者陳述人

氏名	役職
小川 周一郎	代表取締役社長
町田 明	取締役 常務執行役員 鉄道本部長
齊原 潤	鉄道本部計画管理部 ジェネラルマネジャー
保全 保	鉄道本部計画管理部鉄道計画課 マネジャー

一般公述人

氏名	職業又は所属団体	賛否
細川 幸一	日本女子大学名誉教授	条件付き容認

V 意見聴取

鉄・軌道

○京阪電気鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可申請事案
(令6第4002号)

開催月日	開催場所	出席者氏名及び職名	備考
1月28日	大阪府大阪市中央区大手前1丁目7番31号 OMM 京阪電気鉄道株式会社 天満橋事務所会議室	京阪電気鉄道株式会社 平川 良浩 代表取締役社長 塩山 等 専務取締役 木原 芳樹 常務取締役 山口 淳 取締役経営企画部長 猫田 正志 経営企画部課長	申請者

VI 3項認定

月日	事案の内容	説明部局
3月13日	多摩都市モノレール株式会社からの軌道特許の申請について	鉄道局

VII 過去の答申に基づくフォローアップ

月日	事案の内容	対象答申	説明部局
6月24日	四国旅客鉄道株式会社及び北海道旅客鉄道株式会社の運賃上限変更認可申請に係る答申書要望事項の対応状況について	鉄道の旅客運賃の上限変更の認可申請について（令和4年12月1日、令和6年10月3日答申）	鉄道局

VIII 報告聴取

月日	事案の内容	説明部局
3月6日	運輸安全マネジメント制度の実績及び取組について	大臣官房運輸安全管理官室
4月3日	鉄道局予算概要について	鉄道局
4月10日	鉄道施設のインフラメンテナンスの取組等について	鉄道局

Ⅸ 委員の構成等

(令和7年6月30日現在)

○委員

区 分	氏 名
会 長	堀 川 義 弘
会長の職務を代理する常勤の委員	白 石 敏 男
委員(非常勤)	二 村 真 理 子
委員(非常勤)	三 浦 大 介
委員(非常勤)	大 石 美 奈 子
委員(非常勤)	吉 田 可 保 里

(備考)

委員の任命(再任) 三浦 大介 委員(令和7年2月27日付)

○運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員

区 分	氏 名
部 会 長	白 石 敏 男
部会長の職務を代理する委員	三 浦 大 介
専 門 委 員	小 松 原 明 哲
専 門 委 員	渡 辺 研 司
専 門 委 員	稲 葉 緑
専 門 委 員	井 料 美 帆
専 門 委 員	佐 藤 泰 弘
専 門 委 員	岩 貞 る み こ

(備考)

部会長の任命(再任) 白石 敏男 委員(令和7年3月6日付)

部会長の職務を代理する委員の任命(再任) 三浦 大介 委員(")

○事案処理職員

官 職	氏 名
総合政策局 次長(運輸審議会審理室長)	大 野 達
総合政策局 運輸審議会審理室 評価官	波々 伯部 信彦
総合政策局 運輸審議会審理室 企画官	高 崎 久美子
総合政策局 運輸審議会審理室 課長補佐	藤 澤 正 幸
総合政策局 運輸審議会審理室 課長補佐	岩 元 崇 宏
総合政策局 運輸審議会審理室 課長補佐	板 垣 友 圭 梨
総合政策局 運輸審議会審理室 専門官	日 下 慎 吾
総合政策局 運輸審議会審理室 専門官	増 田 孝 之
総合政策局 運輸審議会審理室 主査	水 田 未 来
総合政策局 運輸審議会審理室 係員	近 田 一 紀
総合政策局 運輸審議会審理室 係員	齋 藤 桃 香
総合政策局 運輸審議会審理室 係員	澁 谷 真 司
総合政策局 運輸審議会審理室 係員	藤 間 祐 貴

運輸審議会半年報

令和7年1月～6月